

京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）に係る  
申請受付等業務委託事業者の募集について

<募集期間>

令和7年10月14日（火）～10月30日（木）

受付・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4555 FAX：075-211-9286

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：谷口、山口）

## 1 委託業務の名称

京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）に係る申請受付等業務

## 2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 委託概要

### (1) 目的

本事業は、物価高騰対策、地球温暖化対策の一環として、市民を対象に、省エネ基準を達成しているエアコン及び冷蔵庫への買換え費用の一部を補助することで、家庭における電気代の負担軽減を図るとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減を促進するものである。

### (2) 委託内容

別紙の委託仕様書のとおり

### (3) 委託料上限額

40,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（参考）本事業の補助金：220,000千円

## 4 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、本募集要項に定める内容を十分に理解し、委託仕様書の内容について、責任をもって実現する意思があり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又

は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

## 5 応募手続等

### (1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和7年10月27日(月)午後5時までに、参加意思確認書(様式1)をファックス又は電子メールにて提出(押印不要)し、電話等で京都市環境政策局地球温暖化対策室に受信したことを確認すること。

### (2) 提出書類

次のア～クの資料を正本1部、副本4部の計5部提出すること(見積書は正本1部を作成し、企画書には写しを添付すること)。

ただし、オの資料については、各1部の提出で可とする。

ア 企画提案書表紙(様式2)

イ 見積書

項目ごとに人件費、直接経費等を算出するなど、積算の内訳が把握できるようにすること。企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳(様式不問)を1通提出すること。見積金額は、40,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を全体経費の上限価格とする。見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

ウ 類似業務実績一覧表(様式3)

同様の業務実績(国、地方公共団体、民間企業問わず)について、業務実績一覧表を作成すること。ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該応募者に確認の上、本市が判断する。

エ 企画書

次の事項を必ず記載すること。また、企画書には社名を入れないこと(様式不問)。

#### (ア) 本業務の運営体制

本業務の総括責任者、その他従事する担当者の経験年数、保有する資格、主な実績等を含めた適正に業務を遂行できる運営体制を提示すること。また、他社と連携して業務を実施する場合は、企業毎の役割についても提示すること。

#### (イ) 提案内容等

- ・ 仕様書の「2 業務内容」について、以下の点も記載した提案内容を提出すること(原則としてA4用紙、枚数は問わない。図表等について別サイズの用紙を用いることは可)。
- ・ 本事業を円滑に推進するうえで、より多くの補助対象者に情報が行き届くための有効なチャンネルの活用や、わかりやすい情報発信を促進するための手法等を提案すること。
- ・ 本事業を補助対象者が利用しやすいような、事務局の運営や事務の方法などを提案すること。

- ・ 本事業の活用と併せて、家庭における省エネ性能の向上を推進するために必要な情報の収集及び分析の手法等について提案すること。

オ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。ただし、該当しない場合は不要。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1 申請書日前3箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0704/sanka0704.htm>

2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

カ コンソーシアム協定書

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間におけるコンソーシアム協定書を提出すること。

キ SDGsに資する取組に関する書類

これからの1000年を紡ぐ企業認定や、環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し

ク その他

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

(3) 提出期限

令和7年10月30日（木）午後5時（郵送の場合は必着とする。）

(4) 提出方法

応募者は、郵送又は直接持参により提出すること。

なお、郵送の場合は担当者に到着の確認を、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(5) 提出部数

5部（見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。）

(6) 提出先

「10 問合せ先及び書類提出先」に記載の住所及び担当者へ提出すること。

## (7) 質問及び回答

本募集要項に関する質問は文書（様式自由）による方法とし、令和7年10月21日（火）午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については、質問者を特定できる情報を削除したうえで、京都市情報館において令和7年10月27日（月）までに公表する。

なお、回答は本募集要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：[preceding-region@city.kyoto.lg.jp](mailto:preceding-region@city.kyoto.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

（京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載）

## 6 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

## 7 受託候補者の決定等

### (1) 選定方法

「令和7年度京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）に係る申請受付等業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において当該業務の受託事業者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

詳細は別紙「選定要項」のとおり

### (2) 評価項目及び評価基準

選定委員会の委員は、以下の評価基準について採点を行い、選定委員会の各委員が採点した評価点の平均が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

詳細は別紙「評価基準」のとおり

評価基準	評価のポイント
提案内容（55点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務内容を十分に理解した上での企画提案であるか。</li><li>・情報発信の内容及び手法はわかりやすく効果的であるか。</li><li>・省エネ家電の普及が促進するものであるか。</li><li>・提案内容に応募者特有の利点があるか。</li></ul>
資料作成能力（10点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・的確でわかりやすい資料を作成する能力があるか。</li></ul>
実施体制（10点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・指揮系統が明確であり円滑な業務運営がなされるか。</li><li>・本業務に関する知識の豊富な人員が配置されているか。</li></ul>
業務実績（5点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでに本業務の実施に同等又は類似する業務を実施した実績があるか。</li></ul>
市内貢献（5点）	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市の区域内に本店又は主たる事務所を有しているか。</li></ul>

社会課題解決（5点）	・これからの1000年を紡ぐ企業認定又はKES等の環境認証を取得しているか。
見積金額（10点）	・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×（応募者中の最低見積金額）／（各応募者の見積金額）

(3) 選定結果の通知

- ア 応募者に対して、選定結果を書面で通知する。
- イ 応募者は、選定結果に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。
- ウ 前記イの求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

(4) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

## 8 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、本プロポーザルにおける見積額に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

なお、当該協議において本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、その全部又は一部に係る経費を契約金額に含むことがある。

(2) 契約内容

契約内容は、本プロポーザルにおける仕様書、受託者から提案された企画提案書等の内容に基づき、本市と受託者とが協議のうえ決定する。本プロポーザルにおいて受託候補者自身が提案した内容（仕様書内の提案内容）については、実現を確約したものとみなす。

なお、上記(1)と同様、本市が本事業の実施目的に資すると判断した企画提案書に記載された仕様書外の追加提案については、全部又は一部の項目を契約内容に含むことがあり、その場合には当該項目についても同様とする。

(3) 特記事項

ア 本プロポーザルにおいて受託者が提案した内容（仕様書内の提案内容）の実現に当たり、追加費用及び別途費用が生じた場合は、全て受託者の負担とする。

なお、上記(1)及び(2)のなお書きのとおり仕様書外の追加提案の全部又は一部を含む契約を締結する場合は、当該項目の実現に係る追加費用及び別途費用についても同様に取り扱う。

イ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(4) 契約保証金  
免除する。

(5) 費用の支払い

ア 前払い金

契約金額の5割の範囲内で前払い金を支払えるものとし、受託者の請求に基づき、本市から受託者へ支払う。

イ 完了払い金

契約内容の業務の履行が完了したことを本市が確認したのち、受託者の請求に基づき、契約金額から前払い金を除いた費用を本市から受託者へ支払う。

(6) その他

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

## 9 その他

- (1) 提案書類等の提出をはじめ選定までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本業務の受託候補者決定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (7) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (8) 当事業と関係が深い事業が新たに発生する場合は、本市から受託者に協議を要請することがある。

## 10 スケジュール

日程	実施内容
令和7年10月14日(火)	応募受付開始、質問受付開始
令和7年10月21日(火)午後5時	質問受付期限
令和7年10月27日(月)午後5時	質問回答 参加意思確認書提出期限

令和7年10月30日(木)午後5時	提案書類等提出期限
令和7年11月上旬	書面審査(必要に応じてヒアリング)
令和7年11月上旬～	受託候補者の選定、決定、契約

#### 11 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室(担当:谷口、山口)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL:075-222-4555 FAX:075-211-9286

電子メール:[ge@city.kyoto.lg.jp](mailto:ge@city.kyoto.lg.jp)

受付時間:平日午前9時から午後5時まで

## 参加意思確認書

令和 7 年 月 日

京都市長 宛

「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）に係る申請受付等業務」に関する業務委託事業者の募集に応募したいので、募集要項及び仕様書の内容を承知のうえ、参加意思を表明します。

なお、参加表明に当たって提出した本書類の全ての記載事項は、事実と相違なく、募集要項に明記された応募資格の要件を満たしていることを誓約します。

応募者名（企業名又は共同事業体の代表企業名※）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

事務担当責任者氏名

所属・役職

電話番号

FAX番号

メールアドレス

※ 共同事業体で参加の場合は、共同事業体の代表企業名のみ記載すること。

令和7年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地

法人名

代表者役職・氏名

### プロポーザル企画提案書

令和7年 月 日付けで公募のあった下記業務について、企画提案書等を提出いたします。

なお、提出にあたっては、募集要項の記載内容を遵守するほか、応募資格の基準を全て満たしていること及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

#### 業務名

京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）に係る申請受付等業務

#### 連絡先

担当者職名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

E-mail アドレス \_\_\_\_\_

※ 当該情報は、本プロポーザルに関する以外で使用することはありません。

## 類似業務実績一覧表

## 1 本業務と類似・関連する業務実績

業務名	業務内容	実施年度

※ 記載内容については、可能な限り具体的に記入してください。

※ 他の事業者と共同で提案する場合は、当該事業者間のコンソーシアム協定に基づく業務実績に加え、コンソーシアムを構成する事業者単体の業務実績も記載してください。

ただし、事業者単体の業務実績を記載する場合は、実施事業者名を実施内容、又は業務内容の欄に明記してください。